

# 桐朋女子中・高等学校図書館利用規程

## 第1条（目的）

この規程は桐朋女子中・高等学校図書館規程第6条により、図書館利用について定める。

## 第2条（利用資格）

図書館を利用できる者は次の通りとする。

- (1) 本校生徒
- (2) 女子部門教職員
- (3) その他学校長が認めた者

## 第3条（開館時間）

- (1) 平日は、8：40から16：35までとする
- (2) 土曜日は、8：40から13：00までとする
- (3) 日曜・休日、長期休暇中は休館とする
- (4) 開館時間を変更する場合は、その都度掲示する

## 第4条（館内利用）

利用者は、閲覧室内および積層書庫3層部分のすべての資料を自由に閲覧することができる。

## 第5条（館外貸出）

本校生徒および女子部門教職員等は、次の各号により図書館資料（以下「資料」という。）を帯出することができる。

- (1) 資料については次の通りとする

### ①生徒

冊数／1人図書4冊、雑誌2冊まで

期間／2週間以内

### ②女子部門教職員

冊数／授業・研究に必要な冊数

期間／1ヵ月以内

### ③その他学校長が認めた者

原則として貸出は許可しない

- (2) 貸出時間については次の通りとする

平日／16：20まで

土曜日／12：45まで

- (3) 長期休暇前の貸出期間についてはその都度掲示する

2. 資料は期限内に返却しなければならない。

3. 帯出した資料は転貸してはならない。

4. 次の資料は原則として貸出を認めない。

- (1) 貴重資料

- (2) 参考図書
- (3) 雑誌の最新号
- (4) その他特別に指定した資料

#### 第6条（レファレンス・サービス）

利用者は、レファレンス・サービスを依頼することができる。

#### 第7条（複写）

本校所蔵の資料の複写は、著作権法に定める範囲内において、所定の手続きにより行うことができる。

#### 第8条（館内規律）

入館者は次のことを守らなければならない。

- (1) 静粛にすること
- (2) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと
- (3) 司書教諭及びその他の職員の指示に従うこと

2. 前各号を守らない場合は退館を求められることがある。

#### 第9条（弁償）

図書を紛失、または破損した場合はただちに申し出なければならない。同一図書を購入して実物弁償することを原則とする。

#### 第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、中高職員会議の議を経て学校長が行うものとする。

#### 附則

この規程は、平成6年4月1日より施行する。

#### 附則

この規程は、平成15年4月1日から改正施行する。

#### 附則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

#### 附則

この規程は令和3年10月20日から改正施行する。